

第202000282013号
令和3年2月4日

県内介護サービス事業所・施設等を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金交付要綱
の改正及び申請期限の延長について(通知)

本県の高齢者福祉施設等の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる県内社会福祉施設等に対して、感染予防対策に係る取組を支援するため、「令和2年度社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業の実施について(通知)」(令和3年1月27日付第202000270377号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長通知)により通知したところですが、今般、同補助金交付要綱を別添のとおり改正しましたのでご承知願います。

併せて、今回の要綱改正に伴い、申請期限を下記のとおり延長することとしましたのでご承知いただきますようお願いいたします。

(担当:長寿社会課介護保険・施設担当 安達・北村 電話0857-26-7175)

記

1 改正内容

- (1) 補助対象経費について、令和3年1月14日から令和3年3月31日に購入した経費としたこと
- (2) その他、所要の改正を行ったこと

2 留意事項

- (1) 令和3年4月1日以降に発注した経費は対象になりません。
- (2) 令和3年3月31日以前に発注したが、新型コロナウイルスの影響による在庫不足等により、納品・支払が翌年度にずれこんだ経費は対象として差し支えありません。

3 申請方法について

交付申請は、法人単位で、介護分野・障がい分野、子育て分野ごとに行っていただきますようお願いいたします。

(1) 提出書類

①申請書 ②申請額内訳 ③領収書等の写し ④口座振込依頼書

(2) 申請期限 令和3年5月31日(月)

(3) 提出方法 上記提出書類を以下の宛先へ郵送してください。

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当 北村宛